

# 指導監査 について

---

# 指導監査の種類

## 集団指導

指定事務の制度説明、改正された場合の介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導など制度管理の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対して実施します。

## 運営指導

政策上の重要課題である「サービスの質の向上」「尊厳の保持」「高齢者虐待防止法の趣旨」、適正な介護報酬請求等を踏まえ、介護サービス事業者等の所在地において関係書類を基に行います。

## 監査

人員、設備及び運営基準等が指定基準違反であると認められる場合、またはその疑いがあると認められる場合に行います。

# 運営指導フィードバック

---

今年度実施した運営指導で多かった指示事項等の共有

# 運営指導フィードバック

## 全サービス共通

指示事項	根拠法令等の概要
辞令等により従業員の勤務の体制(勤務内容及び勤務場所等)を明確にすること。	《運営に関する基準》 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</li><li>・事業所の従業員によってサービスを提供しなければならない。</li></ul>



従業員が当該事業所の従業員であることの証明や、事業所内でどのような職務(介護支援専門員、生活相談員、介護職員等)に就くかについて、辞令や雇用契約書等により明確にする必要があります。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

# 運営指導フィードバック

## 全サービス共通

指示事項	根拠法令等の概要
従業員(退職後も含む)が利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	≪運営に関する基準≫ <ul style="list-style-type: none"><li>・従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li><li>・従業員であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。</li></ul>



従業者が、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用時に取り決める(就業規則への規定、誓約書を交わす等)必要があります。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

# 運営指導フィードバック

## 全サービス共通

指示事項	根拠法令等の概要
新たなサービス計画は、モニタリング及びアセスメント結果に基づき作成すること。	《運営に関する基準》 ・利用者の心身の状況や希望、置かれている環境及び解決すべき課題を踏まえて計画を作成しなければならない。 ・計画の実施状況の把握や評価を行い必要に応じて計画の変更を行うものとする。



計画を更新し再作成する場合において、モニタリング結果だけでなく再度アセスメントを行い、利用者の現在の状態等を把握した上で作成することが必要です。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

# 運営指導フィードバック

## 全サービス共通

指示事項	根拠法令等の概要
ハラスメント防止に向けた措置を講じること。(方針等の明確化とその周知、相談窓口の設置とその周知)	《運営に関する基準》 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われるセクシャルハラスメント又はパワーハラスメントにより就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。



### 【講ずべき具体的な内容】

- ・事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談に対応する担当者及び対応窓口をあらかじめ定め、従業員への周知

### 【講じることが望ましい取組み】

- ・カスタマーハラスメント防止のための取組み

# 運営指導フィードバック

## 居宅介護支援、介護予防支援

指示事項	根拠法令等の概要
<p>利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めること。 また、医療サービスを計画に位置付けた場合には、作成した計画を主治医に交付すること。</p>	<p>《運営に関する基準》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めること。</li><li>・医療サービスを計画に位置付けた場合には、作成した計画を主治医に交付すること。</li><li>・医療サービスを計画に位置付ける場合にあっては、主治の医師等の指示がある場合に限り行うこと。</li></ul>



医療サービス(訪問看護、通所リハ等)のケアプランへの位置付けは、主治の医師等がその必要性を認めた場合に限り行えるものです。

# 運営指導フィードバック

## 居宅介護支援、介護予防支援

指示事項	根拠法令等の概要
<p>福祉用具貸与を計画に位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該計画に貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して貸与を受ける必要性について検証すること。 また、継続して貸与を受ける必要がある場合にはその理由を計画に記載すること。</p>	<p>《運営に関する基準》 ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して貸与を受ける必要性を検証した上で、継続して貸与を受ける必要があると場合にその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。</p>



福祉用具の必要性を十分に検討せずに位置付けた場合、利用者の自立支援は大きく阻害される恐れがあります。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

# 運営指導フィードバック

## 居宅介護支援、介護予防支援

指示事項	根拠法令等の概要
<p>サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は複数のサービス事業者等の紹介を求めるとことや、計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて、文書により説明し署名を得ること。</p>	<p>《運営に関する基準》 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数のサービス事業者等の紹介を求めるとことや、居宅サービス計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき、文書を交付し説明し、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。</p>



文書を交付しての説明が行われていない場合、**運営基準減算**となります。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

# 運営指導フィードバック

## 居宅介護支援、介護予防支援

指示事項	根拠法令等の概要
「軽微な変更」とした根拠や判断を支援経過に記録すること。	《居宅サービス計画書記載要領》 ・「居宅介護支援経過」には、モニタリングを通じて把握した利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する。



「支援経過」は介護支援専門員がケアマネジメントを推進する上での判断の根拠や介護報酬請求に係る内容等を記録するものです。

具体的には、

- ・日時、曜日、対応者、記載者
- ・利用者や家族の発言内容
- ・サービス事業者等との調整、支援内容等
- ・「軽微な変更」の場合の根拠や判断

等の客観的な事実や判断の根拠を時系列で誰もが理解できるように記載してください。

# 運営指導フィードバック

## 介護予防支援

指示事項	根拠法令等の概要
介護予防サービス事業者等に対して、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取すること。	《運営に関する基準》 担当職員は、サービス事業者に対して、介護予防サービス計画に基づき、位置付けられているサービスの計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回聴取しなければならない。



担当職員は、サービス担当者との緊密な連携を図り、円滑に連絡が行われる体制を整備する必要があります。  
聴取の方法としては、事業者への訪問、電話、FAX等が挙げられます。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

# 運営指導フィードバック

## 居宅介護支援、介護予防支援以外

指示事項	根拠法令等の概要
サービス提供の記録(提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況等)を充実させること。	《運営に関する基準》 サービスの提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携を図るため、利用者からの申出があった場合には、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

!

記録は、記録だけで終わらせず、今後のサービス提供内容を検討していく上で必要なフィードバックの材料とし、介護の質の向上を目指すためのものとなることを意識してください。

# 運営指導フィードバック

## 居宅介護支援、介護予防支援以外

指示事項	根拠法令等の概要
重要事項説明書に、第三者評価の実施状況を記載すること。	《運営に関する基準》 サービス提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の重要事項について文書を交付して説明し同意を得ること。



第三者評価を実施していない場合でも、実施していない旨を記載する必要があります。

# 運営指導フィードバック

## 居宅介護支援、介護予防支援以外

指示事項	根拠法令等の概要
<p>処遇改善加算の算定に当たっては、処遇改善計画書及びそれに基づく賃金改善計画(基本給・一時金の別、支給時期等)、キャリアパス要件、職場環境等要件を全ての介護職員に周知することが前提であることに留意すること。</p>	<p>《処遇改善加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・キャリアパス要件の内容について、全ての介護職員に周知していること。</li><li>・届出の計画に係る計画の期間中に実施する処遇改善の内容を全ての職員に周知していること。</li></ul>



処遇改善等の内容については、毎年度職員に周知する必要があります。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

# 運営指導フィードバック

居宅介護支援、介護予防支援、介護予防訪問介護相当サービス以外

指示事項	根拠法令等の概要
非常災害計画には、火災、風水害及び地震等の災害への対処について盛り込むこと。	<p>《運営に関する基準》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</li><li>・「非常災害に関する具体的計画」とは、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</li></ul>



いつ起こるか分からない災害に備え、定期的に計画見直しを図ってください。

らしを支えあう介護保険

# 運営指導フィードバック

## 地域密着型通所介護、介護予防通所介護相当サービス

指示事項	根拠法令等の概要
地域密着型通所介護(介護予防通所介護相当サービス)計画の作成者は管理者であることに留意すること。	《運営に関する基準、総合事業条例施行規則》 管理者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。



計画の作成に関して、経験のある者(介護支援専門員)がいる場合は、その者に計画の取りまとめを行わせることが望ましいとされていますが、計画の作成者はあくまでも管理者となります。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

# 運営指導フィードバック

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、  
地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設

指示事項	根拠法令等の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急やむを得ず身体拘束を実施するに当たっては、三要件(切迫性・非代替性・一時性)の検証にかかるカンファレンスの記録を残すこと。</li><li>・身体拘束を行う場合、定期的にカンファレンスを開催し、経過観察・再検討内容を記録すること。</li></ul>	<p>《身体拘束ゼロの手引き》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・三要件を全て満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録しておく。</li><li>・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない」場合に該当するか常に観察、再検討し、要件に満たさなくなった場合には直ちに解除すること。</li></ul>



身体拘束が認められるのは、三要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケースに限ります。

# 運営指導フィードバック

## 地域密着型介護老人福祉施設

指示事項	根拠法令等の概要
入居者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種で定期的に協議及び検討すること。	《運営に関する基準》 ・入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。 ・検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。



可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指してサービスが行われなければなりません。

# 運営指導フィードバック

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、  
小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、  
地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設

指示事項	根拠法令等の概要
サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。	《厚生労働大臣が定める基準》 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月除く)の平均を用いることとする。



毎年度、職員割合を満たしているか確認し、加算算定の可否をチェックしてください。  
要件を満たさなくなった場合には、下位区分への変更又は取下げの手続きが必要です。

# 運営指導フィードバック

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、  
地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設

指示事項	根拠法令等の概要
個別機能訓練加算の算定に当たっては、多職種の者が共同して計画を作成するものであることに留意すること。	《厚生労働大臣が定める基準》 機能訓練指導員等(機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。



多職種の意見を踏まえ、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指す計画を作成してください。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

# 運営指導フィードバック

## 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス

指示事項	根拠法令等の概要
<p>計画期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を記録し、介護予防支援事業者等に報告すること。</p>	<p>《総合事業条例施行規則》 計画に基づくサービスの提供の開始時から少なくとも1月に1回は、当該計画に係る利用者の状態、サービスの提供状況等について、介護予防支援事業者等に報告するとともに、計画に記載したサービス提供期間が終了するまでに少なくとも1回はモニタリングを行い、その結果を介護予防支援事業者等に報告しなければならない。</p>



介護予防支援事業者への報告がなされていない事例が散見されました。  
必ず報告を行い、連携を図ってください。